

第202300111162号

令和5年7月31日

公益社団法人 鳥取県栽培漁業協会

理事長 大磯 一清 様

鳥取県農林水産部長 岡垣 敏生

(公印省略)

物価高騰に負けない栽培漁業の持続性確保事業費補助金について (通知)

このことについて、交付申請の受付を開始します。交付を希望する場合は、下記事項を承知の上、鳥取県補助金等交付規則 (昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。) 第5条の申請書を提出してください。

(担当: 水産振興局水産振興課漁業振興担当 丹下 電話: 0857-26-7680)

記

1 交付目的

本補助金は、令和4年度の物価高騰に伴う公益社団法人鳥取県栽培漁業協会 (以下「協会」という。) の種苗生産経費高騰分の一部を支援し、本県の栽培漁業の水準を維持することを目的として交付するものである。

2 補助金の交付

- (1) 本補助金は、1の交付目的の達成に資するため、令和4年度の物価高騰による種苗生産経費の増額にも関わらず令和5年度の種苗単価を令和4年度と同額に据え置いて販売する事業 (物価高騰に負けない栽培漁業の持続性確保事業 (以下「補助事業」という。)) を行う協会に対し、令和5年度種苗販売額と令和4年度種苗生産経費 (電気代、燃料代等) の差額を予算の範囲内で交付するものであること。
- (2) 本補助金の額は、補助事業に要する令和5年度種苗単価と令和4年度種苗生産経費 (電気代、燃料代等) の差額 (仕入控除税額 (補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法 (昭和63年法律第108号) に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法 (昭和25年法律第226号) に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。) を除く。) に、 $1/2$ を乗じて得た額以下とする。
- (3) なお、鳥取県産業振興条例 (平成23年12月鳥取県条例第68号) の趣旨を踏まえ、補助事業

の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

3 交付申請

- (1) 本補助金の交付申請は、原則として令和5年9月30日までに行わなければならないこと。
- (2) 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- (3) 交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、2の(2)の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

4 交付決定

- (1) 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、3の(3)の規定による申請を受けたときは、2の(2)の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

5 承認を要しない変更

- (1) 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表第5欄に定めるもの以外の変更とする。
- (2) 4の規定は、変更等の承認について準用する。

6 実績報告の時期等

- (1) 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了又は中止もしくは廃止の日から20日を経過する日又は令和6年3月10日のいずれかの早い日
- (2) 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- (3) 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合には様式第3号により知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

7 雑則

規則及びこの通知に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

別表

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 重要な変更
物価高騰に負けない 栽培漁業の持続性確 保事業	(公財)鳥取県栽培 漁業協会	令和5年度種苗販売 額と令和4年度種苗 生産経費(電気代、燃 料代等)の差額	1/2	1 補助金の 増額 2 事業の目 的に特に影響 を及ぼすと認 められる内容 の変更